居宅介護支援重要事項説明書

1. ミザール居宅介護支援事業所の概要

居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ミザール居宅介護支援事業所
所在地と電話番号 FAX 番号	神奈川県横浜市鶴見区向井町 4-88-21　ミザール本社 1 階 TEL　045-506-1571　FAX　045-503-2363
介護保険指定番号	居宅介護支援（1470100437 号）
サービス提供地域	鶴見区、川崎区、幸区、神奈川区　港北区

＊上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2.　事業所の職員体制

管理者	永田　知美　（主任介支援専門員）	
	職務内容	
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理 介護支援専門員業務と兼務	常勤兼務　1 名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います	常勤兼務　1 名 常勤専従　1 名 非常勤専従　1 名
主任介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います 他、地域課題の把握と解決の推進に努めます	常勤兼務　1 名 常勤専従　1 名

3.　営業日と営業時間

平日	午前 9：00～午後 6：00
休日	土・日・祝・12 月 30 日～1 月 3 日 ただし、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者については、電話による連絡を 24 時間可能とする。

4.　ミザール本社の概要

本社　　（有）ミザール
代表取締役　　鹿嶋加代子
所在地　　神奈川県横浜市鶴見区向井町 4-88-21
電話番号　　045-506-1566

5.　サービスの利用、居宅介護支援の内容

1	アセスメント 自宅を訪問し、心身の状態や困りごとを聞き取ります。事前に了解を得て主治医から意見を聴取することなどがあります。	4	モニタリング サービス開始後１か月に１回以上、利用者の自宅を訪問して、利用しているサービスに問題が無いか確認をし、必要な対応を取ります。
2	ケアプラン作成 アセスメントを基に利用者や家族と相談の上、計画書を作成します。作成にあたり利用者は、事業所の紹介を求めることや、原案に位置づけた事業者等の選定理由の説明を求めることができます。	5	ケアプランの変更 利用者、家族がケアプランの変更を希望した場合いや、当事業所が必要と判断した場合は、担当者会議を開き、十分な協議と合意の上で計画書の見直し、変更を行います。
3	サービス事業所との調整 各サービス事業所と日程の調整を行い、利用者や家族を含め担当者会議を開き、サービスの内容について協議します。	6	給付管理 毎月、当事業所が介護保険対象サービス実績を確認、給付管理票を作成し国保連に提出します。

6.　その他の業務

◇要介護認定、更新申請等代行。

◇入院されている方の状態確認（医療との連携）

◇介護保険施設等の入退所に関する支援

7.　利用料金

①利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支払われるので自己負担はありません。

保険料の滞納により、法定代理受理が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、ご自身の居住地である区役所の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けられます。

②処遇改善加算

介護支援専門員処遇改善加算として 2.1 パーセントを加算させて頂きます。

これは介護保険より支払われるため、利用料と同じく自己負担はありません。

③交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、

実施地域を基点として交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合は、地域を超えた所から、片道分 1 km あたり 50 円として頂戴いたします。

④解約料
解約料に関しては、頂戴しておりません。

8.　居宅介護支援専門員の資質向上を図るための取り組み
研修への参加
事業所内で 1 年に数回研修（勉強）会を開き、外部への研修にも率先して参加するよう努めています。また市町村が行う地域ケア会議でケアマネジメントの事例提供の求めがあった場合にはこれに協力します。

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	必要に応じて
課題の把握の方法	有	アセスメントを実施
介護支援専門員への研修の実施	有	6 ヶ月に数回

9.　秘密保持
介護支援専門員に業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるために、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう義務付けています。

10.　緊急時の対処方法
サービス提供中に様態の変化等があった場合は、至急対応し家族が不在の場合は連絡を取り状況を説明します。必要であれば主治医、各サービス事業所に連絡を入れます。
また、利用者がケガや病気等で入院をした場合は、ご家族から病院に担当の介護支援専門員の名前、事業所名を伝えて頂くようお願いしています。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

11.　事故発生時の対応
介護保険サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者の家族、関係機関に連絡、説明を行い適切に対処します。
市町村には事故報告書を提出し、再発防止に努めます。
利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12.　高齢者虐待防止への対応
介護保険サービス提供中に当該事業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかにこれを市町村に通報します。

13.　身体拘束に関する対応

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びにやむを得ない理由を記録します。

14.　職場のパワーハラスメント防止の対応

当事業所はハラスメント行為を断じて許さず全ての従業員が互いに尊重しあえる安全で快適な環境づくりに取り組んでいます。

15.　サービスの内容に関する苦情について

①当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に関するご相談・苦情を承ります。

（担当者）

管理者　永田　知美

電話　045－506－1571

②当事業所以外に、市長区村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

◇横浜市コールセンター「はまふくコール」　045-263-8084

◇神奈川県国民健康保険団体連合会　045-329-3447

◇鶴見区高齢・障害支援課　045-510-1770

◇神奈川区高齢・障害支援課　045-411-7019

◇港北区高齢・障害支援課　045-540-2325

◇川崎区高齢・障害支援課　044-201-3080

◇幸区高齢・障害支援課　044-556-6619

16.　その他

①財務内容・事業計画の閲覧をご希望の方はいつでも閲覧可能になっているのでお声掛け下さい。

②介護支援専門員の一人当たりの利用者数の上限は法令で定められた人数とし、それを遵守します。

③ミザール居宅介護支援事業所は、利用者の状況や生活環境に応じたサービスを適切かつ迅速に提供することをモットーとしています。

17.　公正・中立なケアマネジメントのための説明

当事業所において前 6 か月間に作成したケアプランのうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用割合は以下の通りです。

① 訪問介護（　41 %）
② 通所介護（　30　%）
③ 地域密着型通所介護（　10　%）
④ 福祉用具貸与（　63　%）

また、前 6 か月間に作成したプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の同一各事業所によって提供された割合は以下の通りです。

① 訪問介護
（訪問介護ステーションミザール　　事業所 36%）
（のいちごケアセンター訪問介護　　事業所　8%）
（訪問介護　輝　　事業所　8%）
② 通所介護
（デイサービスセンターミザール　　事業所 50%）
（ラポールケアプラザ　　事業所 14%）
（デイサービスゆうゆ　　事業所　8%）
③ 地域密着型通所介護
（リハサロンえにしあ　　事業所 20%）
（リハスマイル鶴見市場　　事業所 12%）
（デイサービスごきげん大口　　事業所 10%）
④ 福祉用具貸与
（フロンティア川崎東　　事業所 35%）
（ゴーオン株式会社　　事業所 26%）
（フランスベッド㈱横浜港北営業所　　事業所　9%）

利用者はサービスの利用時に複数の事業所の紹介を求めることができると同時に、ケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員に求めることができます。

上記は、令和　7　年　9　月　～　令和　8　年　2　月
までの 6 か月間に当事業所で提供された割合です。